

令和８年度第２回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会会議録

議題	Ⅰ 議題 (Ⅰ) 第８期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（素案）について
日時	令和８年８月１２日（水）１４：００～１５：１５
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎５階 特別会議室
出席者	松為委員長、丸山副委員長、西表委員、成島委員、峯尾委員、作間委員、 上杉委員、菅野委員、平岡委員、鈴木委員、柴田委員、長谷川委員、 菊地委員、横山委員、瀬川委員、渡部委員、田中委員 （欠席委員） 高丸委員、湊委員、安田委員 （事務局） 吉川福祉部長、鈴木課長、大八木主幹、須田課長補佐、前田課長補佐、 井上課長補佐、池元主査、鈴木主査、松原主任、小田主任
会議資料	次第 資料Ⅰ 第８期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（素案） 資料Ⅱ 各団体等での取組について 参考資料Ⅰ 会議要旨
会議の公開・ 非公開	公開
非公開の理由	－
傍聴者数	０名

○事務局（鈴木課長）

それでは、ただいまから、令和８年度第２回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会を開催させていただきます。

本日は、高丸委員、湊委員、安田委員から事前に欠席のご連絡をいただいております。つきましては、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則第５条第２項の規定により、過半数の委員のご出席をいただいているため、会議は成立となりますことをご報告します。

それでは、このあとの議事につきましては、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則第５条第１項の規定により、松為委員長に進めていただきます。松為委員長、よろしくお願いいたします。

○松為委員長

それではこれより委員会をはじめたいと思います。

まずは議題（Ⅰ）第８期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（素案）について、資料ⅠとⅡを基に、章ごとに分けて議論していきたいと思いますので、まず第１章、第２章につきまして事務局から説明をお願いします。

○事務局（池元主査）

それでは、計画の全体構成及び第１章「本計画の概要」及び第２章「本計画の基本的な考え方」について、ご説明いたします。

まず、第８期計画の全体構成でございます。目次をご覧ください。第１章で「本計画の概要」、第２章で「本計画の基本的な考え方」としております。第１章で全体像を伝えたのち、第２章で実際に策定するにあたっての考え方を示すという形で記載しております。

第３章、第４章では、第７期計画の第３章でお示した内容で、第８期計画では第３章と第４章で分割しています。第７期計画では、各施策の方向性ごとに課題と施策をまとめて記載していたところを、第８期計画では第３章で施策の方向性ごとに課題を抽出し、次の第４章でそれらの課題に対応する施策について、施策の方向性ごとにまとめる流れとしています。課題と施策で、テーマを絞って記載していくことで、市民の方が第８期計画期間中に取り組むべき施策が分かりやすくなり、より読みやすい計画となることを目指しています。なお、第３章、第４章デザインについては、課題の概要や施策ごとに見やすさを意識した、見開きの２ページとなるようデザインしています。

次に第５章、第６章では、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標及び見込み量を記載しております。国の基本指針に基づいて成果目標を設定するところとなっており、国から示された指標についての目標値や障害福祉サービス等ごとの３年間の見込み量を記載しています。

最後に資料編では、計画策定体制及び策定経過、障がい者の現状や将来推計について記載しております。第７期計画の第２章「本市の障がい者の現状と将来推計」についてですが、第８期計画では資料編へと移動しています。第１章の中で要点を整理して傾向等を記載し、計画の基礎情報となる詳細情報については、後ろの資料編にまとめ、市民の関心の高い、施策の内容を前に出すことで、市民の方が読み進めやすい流れにすることがねらいです。

なお、各章の概要については、参考資料Ⅰ「令和８年度第２回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議 会議要旨」を御覧ください。また、計画内の掲載する挿し絵や写真はこの後掲載する予定でございます。以上が第８期計画の全体構成に関する説明でございます。

次に、１ページからの第１章でございます。２ページの策定と背景では、第７期計画の令和６～８年度までの国、神奈川県、本市の動きと計画策定の趣旨を記載しております。その中で、本市の人口が令和８年度をピークに減少が始まります。将来推計の説明については、資料編１２５ページでお示ししているように、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加することが見込まれます。このような状況を踏まえ、第７期計画における目指す将来像を継承しつつ、必要な障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に本計画を策定することとしています。

次に、４ページの第８期計画の位置づけでは、法令等における位置づけ、対象者、計画期間について記載しております。続いて、７ページの第８期計画の策定経過では、計画策定のプロセスの概要を記載したものととなります。最後に、８ページの第８期計画の推進では、本計画の推進体制、進捗管理及びＳＤＧｓについて記載しております。

以上が第１章に関するご説明になります。

引き続き、第２章についてご説明をいたします。１２ページからの第８期計画の全体像について、冒頭に、基本理念、目指す将来像、基本方針、施策の方向性の説明を記載し、その後の本文で、それぞれについて、紐解いて説明をしております。１３ページの基本理念では、障がい者を含むすべての市民にとって普遍性の高いものであることから、第７期計画の理念を継承して記載しております。同じく１３ページの目指す将来像も、第７期計画を継承し、基本理念に掲げた価値観をどのような姿として実現するか具体化して描き出したものを

記載しております。14ページの基本方針と施策の体系の基本方針では、第7期計画では6つあった基本方針を、支援内容や施策間の関係性がより分かりやすくなるよう、5つの基本方針に再編しました。15ページからの施策の体系では、5つの基本方針に紐づく12の施策の方向性を設定しております。さらに施策の方向性に紐づかれている、取り組むべき課題を踏まえた上での施策の展開を記載しております。

以上が第2章に関するご説明になります。

○松為委員長

はい、ありがとうございました。

それではこの第1章、第2章、或いはまた全体構成も含めまして、皆さんご意見ご質問等ございましたらよろしくお願いします。

第7期と比べて非常に大きく構成が変わっています。特に前期や前々期から継続されてる委員の方々もいらっしゃいますので、これらの変更に關しましても、ご意見ご感想ありましたらどうぞ。

○柴田委員

事務局からの説明を受けまして、見やすくなったかなと率直に感じます。

先ほど事務局からありましたように、市民の方が読み進める上で、いかにこの計画に興味関心を持っていただくかが重要ですので、今までのものが悪いと言ってるわけではなく、アップデートされているというのが率直な感想です。

○松為委員長

なるほど。ありがとうございました。

私も長い期間委員長を務めていますが、同じ感想です。特に、前期と比べて障がい者の現状を資料編に移行したことで、より直接的にこの計画書が市民にとって身近な計画となっていると感じており、すごく大きな変化だと思います。

また、全体的に文章が非常に簡潔に書いてあります。私は常に、いかに箇条書きで趣旨を明確に書くかと教えていますが、それらに加え先程説明にもあったとおり、見開きでまとめであるなど、簡潔で見やすくなっているという感想を持っています。

他に委員の方々、何かご感想などございましたら、どうでしょうか。よろしいですか。

では、続きまして第3章、第4章についての説明を事務局からお願いします。

○事務局（松原主任）

それでは、資料1の17ページ、第3章「本計画において取り組むべき課題」についてご説明いたします。

まず第3章では、第8期計画の策定に当たり、本市の障がい福祉施策における現状を整理するとともに、今後取り組むべき課題を12の施策の方向性ごとに整理しています。課題の整理に当たっては、障がいのある方やそのご家族、市民、事業者を対象としたアンケート調査、障がい種別ごとのヒアリング、自立支援協議会からいただいたご意見に加え、第7期計画の取組状況や国・県の動向などを踏まえ、多角的な視点から検討を行いました。

第3章では、各施策の方向性について、「前計画の主な事業の実施状況」「各種アンケート・ヒアリング調査・自立支援協議会からの主なご意見」「残された課題」「取り組むべき課題」という流れで整理しています。これにより、行政として取り組んできた内容だけではなく、実際に障がいのある方や市民の皆様が感じている課題を踏まえながら、今後重点的に取

り組むべき事項を整理し、見開き2ページにまとめています。

具体例として、「1-1 理解を深める」をご説明します。前計画では、市民向け講演会やみんなにやさしいお店ちがさき事業、行政職員研修、心のバリアフリー教室などを通じて、障がい理解の促進に取り組んできました。一方で、アンケートやヒアリングでは、障がい特性への理解不足によって誤解や不利益を受けることがあることや、合理的配慮が十分に浸透していないこと、学校教育の中で障がい理解を深める機会を充実してほしいことなどのご意見が寄せられました。こうした現状を踏まえ、「障がい特性への理解不足により誤解や不利益が生じていること」、「障がい理解が具体的な配慮や行動に十分結び付いていないこと」を課題として整理しています。

そして、第8期計画では、第3章で整理した「取り組むべき課題」を、第4章で具体的な施策として展開する構成としています。

第3章として1つの章立てをして、現状の整理を行い、課題の抽出をし、取り組むべき課題を設定した上で第4章での施策展開という流れを明確にしたことが、第7期計画からの大きな変更点です。この考え方は、「理解を深める」だけではなく、第3章全体を通して共通しており、それぞれの施策の方向性について現状や課題を整理しています。

以上が第3章に関するご説明になります。

○事務局（小田主任）

それでは、資料1の43ページ、第4章「施策の展開」についてご説明いたします。

44ページの1-1「理解を深める」を例として、4章のデザイン・構成について説明させていただきます。デザインについては、施策の方向性ごとに見開きの2ページとなるようデザインしています。構成につきましては、まず冒頭に3章で設定した「取り組むべき課題」を再掲しています。次に「課題を踏まえた上での施策の展開」として、施策を展開する大枠の内容について示しています。その次には「実施する主な事業」として、施策の展開に沿って実施する具体的な事業を整理しており、事業名・内容・担当について記載しています。そして最後に、「その他関係団体等の取組」として、本市以外の団体等で実施予定の取組について記載する予定です。こちらについては後ほど説明させていただきます。

次に、具体的な内容についてですが、前計画から継承しているものも多くございますが、次の5・6章で設定している成果目標の達成に向けて、新たに加えた取り組み等もございますので、その中から何点が説明させていただきます。

まず、51ページをご覧ください。施策の方針「相談を受ける」の実施する主な事業のところですが、18番の「のぞまないセルフプランを解消するための取組」が新たに加わったものになります。本市のセルフプラン率の高さや国の基本方針にあるのぞまないセルフプランを0にするという方針をふまえ、相談支援専門員の養成等の取組を加えました。

次に、61ページをご覧ください。施策の方向性「生活を支える」の実施する主な事業のところですが、最後の51番の「強度行動障がい児・者に対する取組」を追加しています。これは、強度行動障がい状態にある方とそのご家族への支援体制の整備について検討を図っていく取組となります。

次に、63ページをご覧ください。施策の方向性「人材を育てる」の実施する主な事業のところですが、最後の56番の「人材の確保・定着支援に関する取組」を追加しています。これは、事業者と連携した合同説明会の開催による人材確保や、スキルアップ研修による定着支援等の取組となります。

お時間が限られているので、すべての説明は割愛させていただきますが、このように前計画の取組を継承しつつも、本計画の3章で定めた各課題や本計画の5・6章で設定している

成果目標に応じて、新たな取組も追加して整理させていただいております。なお、他課が担当の事業につきましては、関係各課と調整を行い、第3回委員会においてお示しさせていただきます。説明としては以上となりますが、お気づきの点やご意見等ございましたらいただけますでしょうか。

○松為委員長

3章、4章両方の説明をいただきました。

改めて委員の方々、ご意見ご質問等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。

○上杉委員

強度行動障がい児者に対する取組や人材の確保・定着支援に関する取組のご説明がありました。現状は漠然とした内容となっていますので、これから深めていかれるかとは思いますが、強度行動障がい児者に対する取組について、もし可能であれば、現在国が推奨している標準的支援の中核的人材の育成などを入れていただくと、より具体的な実効性の高いものになると思いますがいかがでしょうか。国立のぞみの園から、全国で中核的人材の育成が図られておりますが、そこに神奈川県も手を挙げている状況です。中核的人材の育成は神奈川県として育成すべきものとも思いますが、すべての事業所に1人中核的人材を置くということであれば、市町村も積極的に関わっていくべきかと思いますがいかがでしょうか。

○事務局（大八木主幹）

神奈川県と調整する会議がございますので、その中で確認しながら、市町村ができることがあれば事務局で検討させていただきます。

○上杉委員

はい。ぜひよろしくお願いいたします。

○松為委員長

はい。他に何かございますでしょうか。

私の感想としては、3章で問題点を、そして4章で具体的な対策等を記載することで、論理的かつ見やすくなっていると感じます。そういった意味では、前期や前々期の計画と比較すると非常にわかりやすく、市民的な視点に立っているのが大きな特徴だと感じています。

また4章に、その他関係団体の取組が本計画から新たに追加されています。この部分に関しては今後、各団体からのアンケートの結果を踏まえ記載していくことになるわけですが、これまでに比べますと全く新しい取組になります。

単に市の政策だけでなく、ここにいらっしゃる委員を含めた、各団体が協働して市全体の取組などに協働して関わっていく、その明確なメッセージだと思います。そういった意味では、この計画は上から目線ではなく、市民の方々含めボトムアップ的にみんな協働で作り上げていくといった大きなメッセージがあると考えています。

この後の議題にはなりますが、各委員の方々のからの取組の提案などに関して、きちんと議論していただくことを望みます。ご自身の提案した団体以外の皆さんの団体のお話を伺いながら、様々なアイデアを出していただければと思います。

そういった全体を通しての本計画の大きな流れは、市民参加というかボトムアップ的なかたちが強調されている画期的な計画書だと思います。

他に何かご意見、ご感想等ございましたら、どうでしょうか。

○柴田委員

先ほど事務局より説明がありました、５１ページののぞまないセルフプランの解消に関して、色々検討されているとは承知していますが、一方でこれを見るとただ数を増やせばいいとも受け取られてしまうのかなと感じます。もちろん数的なところは大事であると思う反面、既存の相談支援事業所をどう支えていくかなど、そういった視点も盛り込まれた上での文章構成であっていただきたいと思います。

解消するためには数を増やせばいいんだなというイメージを持たれるとすれば、相談支援をやっているものとすれば、いささか思うところがありますが、いかがでしょうか。

○事務局（大八木主幹）

おっしゃるとおりただ数を増やせばいいということではなく、もちろん質を落とさず向上させることは必要だと思いますので、どう表現するかにつきましては事務局で検討させていただきます。

○松為委員長

まさにおっしゃるとおりですね。

この文面だけを読んでなかなかイメージが湧かないと思います。全般を通して短い文章であるがゆえに、１つの表現等含めて、意図などが伝わるよう改めて検討していただくことを私も望みたいと思います。

他何かございますでしょうか。では第５章、第６章に入りたいと思います。事務局説明よろしく願いいたします。

○事務局（鈴木主査）

それでは、第５章及び６章についてご説明いたします。

資料１の７０ページをご覧ください。こちらからは、「第５章 障害福祉計画に係る成果目標及び見込み量」として、障がい福祉に関する３つの法定計画のうち、障害福祉計画に関する事項等を記載しています。

障害福祉計画は、障害者総合支援法第８８条に基づき、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和１１年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保などを図るものです。作成にあたっては、障害者総合支援法第８７条第１項等の規定に基づき、以前の委員会において何度か資料としてお出ししていた、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、いわゆる国の基本指針に即して作成します。この基本指針は、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として国が発出するもので、その基本指針で出された成果目標や活動指標を設定すべき項目に沿って、成果目標及びその考え方に加え、成果目標を達成するための本市の取組などを記載しています。

７０ページの「１ 障害福祉計画における成果目標」では、先程の国の基本指針において、成果目標を設定すべきとされた項目について記載しています。それぞれの項目を表形式で記載しておりますが、表の左列が国の基本指針において令和１１年度末までの目標設定をすべきとされた項目とその設定にあたっての考え方を基本指針から抜粋して記載しています。そして中央列では、その項目や考え方などに沿って、本市としての令和１１年度末の目標値等を記載しています。最後に右の列において中央列の成果目標を達成するため、本市がどのように取り組むかを記載しています。

なお次の項目は、以前の会議でもご説明したとおり、今回の基本方針において新設された

項目となり、それ以外は基本的に前回から引き続きの項目になります。まず、70ページから71ページにかけての(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築において、71ページ下段、心のサポーターの養成に関する項目が新設されています。続いて72ページの(3)福祉施設から一般就労への移行等について、下段の就労選択支援事業に関する項目が新設されています。最後に、74ページの(5)相談支援体制の充実・強化等について、基幹相談支援センターに関する成果目標の項目立てが前回から大きく変更されています。また、同ページ下段の、のぞまないセルフプランの件数に関する項目が新設されています。こちらの「のぞまないセルフプランの件数」のように、成果目標に数値の記載のない項目がいくつかございますが、それらは現在検討中のため、次回の委員会でお示しする予定です。

続いて76ページからの「2 障害福祉サービス等の見込み量」についてです。こちらでは障害福祉サービス等の計画期間における見込み量とそれらの見込み量を確保するための考え方を記載しています。見込み量を算出するにあたっては、基本的には令和4年度から令和7年度までの伸び率を算出し、その伸び率を令和7年度実績にけることで算出しています。

次に81ページからの「3 地域生活支援事業の見込み量」についてです。地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施するものです。地域生活支援事業は必須事業の他に、市町村の状況などに応じ実施する任意事業があります。それぞれの事業で異なる指標を用いていることから、障害福祉サービス等の見込み量の算出のように画一的な算出方法を用いるのではなく、それぞれの実情や見立てに応じて見込み量を設定しています。以上が第5章に関するご説明になります。

引き続き第6章についてご説明します。89ページをご覧ください。こちらからは、「第6章 障害児福祉計画に係る成果目標及び見込み量」として、障がい福祉に関する3つの法定計画のうち、障害児福祉計画に関する事項等を記載しています。

基づく法令は児童福祉法第33条になりますが、第5章の障害福祉計画と同様、国の基本指針に沿って成果目標等を記載するなど、全体の構成は第5章同様になります。

90ページからの「1 障害児福祉計画における成果目標」では、国の基本指針において、成果目標を設定すべきとされた項目について、第5章と同様に国の基本指針からの抜粋、令和11年度末の成果目標、それに対する本市の取組などを記載しています。なお、90ページの(1)重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進について、児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能確保については、新たに新設された項目になります。成果目標に数値の記載のない項目がございますが、こちらも第5章と同様に現在検討中のため、次回の委員会でお示しする予定です。

続いて93ページからの「2 障害児通所支援等の見込み量」についてです。こちらも第5章と同様に、障害児通所支援等の計画期間における見込み量とそれらの見込み量を確保するための考え方を記載しており、算出するにあたっては、基本的には令和4年度から令和7年度までの伸び率を算出し、その伸び率を令和7年度実績にけることで算出しています。

以上が第6章に関するご説明になります。ご説明したとおり、第5章及び第6章については基本的に国の考えに基づく基本指針に沿って目標値や活動指標を設定するものになります。また、現在神奈川県において目標値を検討中のものや圏域の他市町等との調整を要するものや市の内部で調整中のものなどがあり、現段階での素案となりますが、ご確認ください。

最後に、冒頭にも説明ございましたが、第6章の後ろに資料編として計画策定体制及び策定経過や、今回資料編に移行した本市の障がい者を取り巻く状況、また今後パブリックコメ

ントの実施概要や用語解説などを追記する予定です。資料編に関しても、ここで何かご意見等あればいただければと思います。

○松為委員長

ありがとうございました。

それではこの第5章、第6章につきまして、また資料編についても併せて皆さんのご意見ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

○上杉委員

見込み量について、その利用者のニーズに合わせた数値設定はできないものでしょうか。

例えば、76ページにございます重度訪問介護について、数値を見る限り、これは1人の方が一人暮らしをひと月する数字ではないと感じます。1人の人が24時間365日、重度訪問介護を使って一人暮らしをするってことになりますと、ひと月に720時間ぐらい必要ですが、それに対して令和10年度では698時間で、1人も一人暮らしができない数値です。

今後、茅ヶ崎市で障がいのある人の地域生活を進めていくにあたり、グループホームではどうしても暮らせない方もいますので、そういう方を想定して、今年は何人一人暮らしをしていたかといった目標を持った数値設定は難しいでしょうか。

○事務局（鈴木主査）

こちらの数値に関しては基本的には先ほどご説明した通り、令和4年度から7年度までの実績値をもとに算出しているものになっておりますので、確かにおっしゃる通り、今後の展望のようなものは特に反映はされておられません。

これまでも上杉委員からは断られてしまった見えないニーズなどを反映できないかといったご意見をいただいておりますので、他市の算出方法等も調査しましたが、そういったものを反映している事例が見つけられていないのが現状です。今後、県の会議もございまして、どのように算出していくべきか、またどのように表現していくべきかなど検討させていただければと思います。

○上杉委員

これは見込み量ですので、実績がこれを大幅に超えても構わないという考えでよろしいですか。

○事務局（鈴木主査）

この見込み量が意味するところは県の会議などで事務局としても確認しており、これがアッパーとなるのかあくまで見込みであるのか問い合わせています。回答は今後ある予定ではありますが、会議の中では基本的にはあくまで見込み量であるというようなお話がありましたので、超過したからといって何かあるというわけではないと現状では認識しています。

○上杉委員

ありがとうございます。この数字がストッパーではないということを今確認させていただきました。事業所の方からは、茅ヶ崎市が必要量を決定してくれないといった声を時々聞きます。それを聞くと利用者のニーズに合っていないと感じてしまいますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（鈴木主査）

補足ですが、一方で国の動きとしては、明らかに大きな伸びを示している市町村については、全国的な平均伸び率に見込み量を抑えようという動きがあります。今回、茅ヶ崎市はその対象外となっていますが、神奈川県のある自治体においては、計画での見込み量をそのように設定するような国の動きがあるというところもあわせて申し添えてさせていただきます。

○松島委員長

国の全体の見込み量と市の実態がかみ合わないときにどうするかですね。

特に５章６章に関しては、国の流れや県の流れ、全体の整合性を考える必要がありますので、計画の中にどう組み込むかを課題として残しておいたほうがいいかなと感じます。

また、前期計画での達成度などは示さなくていいのでしょうか。よくよくそういったものも精査しなければ、国の基本指針と市の実態は多分にずれてくるかもしれません。

そうしたときに我々委員会としては、より実態を踏まえた上で、独自のものを計画に組み込んでいくなども今後は考えていく必要があると感じました。

他にはどうでしょうか。何かありますでしょうか。

○鈴木委員

冒頭で人口が減少していく一方で、療育手帳や精神障害者手帳の所持者数は増加する見込みとありましたが、サービスの部分に関しては令和４年から７年のデータをベースにというお話ありましたが、手帳の部分に関しては何をベースに見込まれているのか教えていただけますか。

○事務局（小田主任）

ページで言うと１２５ページになります。こちらで手帳の所持者数に関して推計を出しております。出し方としては、人口の推計値を出した上で、人口に対する手帳の所持者数の割合の伸び率を推計した人口にかけることで算出しています。

○鈴木委員

これまでもこういった数値を出されてると思うんですが、それぞれ傾向としてはおおよそ近似して推移をしているものなののでしょうか。

○事務局（大八木主幹）

将来推計の計算方法につきましてはこれまでの計画と同じ方法をとっていますが、今回は人口が減少に転じたという部分がこれまでと異なる点です。そのためどのように算出するか検討した結果これまでと同じ方法としましたが、これによると、身体障害者手帳については減少傾向になりますが、人口が減少する一方、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加するという結果になっています。

○作間委員

７６ページ７７ページに出ている障害福祉サービス等の見込み量の掲示の仕方についてですが、実績が令和７年度しか出ておらず、過去の実績値と予測値を、前計画の見込み量と対比して折れ線グラフなどで表現した方が、乖離率などが可視化されるかと思いますがいかがでしょうか。

○事務局（鈴木主査）

計画値と実績値などに関しては、毎年度、実施状況調査の結果などでこの委員会でも資料を出しているとおりでございまして、そこで乖離率などはお示ししております。折れ線グラフなども検討しましたが、サービスの数などが非常に多岐にわたりますので、かなり線の数も多くなり、そこに乖離率なども示すと非常に複雑で視認性などに課題があるかと考え、このような形をとらせていただいたところになります。

○作間委員

わかりました。ありがとうございます。

○松為委員長

なるほど。他はどうでしょうか。

○峯尾委員

先程の重度訪問介護について、実際に茅ヶ崎市肢体不自由児者父母の会の会員で、1日1日の子育てが大変で重度の人ばかりなので、毎日体を壊しながら子育てしているお母さんたちが多いです。移動支援も現状少ないですし、短期入所もほとんど利用できない状況にある中で、重度訪問介護の支給決定時間数もそこまで多くない状況にあります。2年後3年後の見込みもこの数量であれば、本当に大変な思いをしてお子さん、お母さんたちお父さんたちがたくさんいる中で、厳しい状態だと感じます。今後について、市としてどのように考えているのか教えてください。

○事務局（大八木主幹）

まず見込み量につきましては先程からご説明しているように、これまでの実績値からの伸び率を基に算出しています。支給決定時間数については、個別の状況などを総合的に勘案しながら支給量を決定していますので、見込み量とは別のお話にはなりますが、これまで通り個別のご相談に応じていきたいと思っています。

○上杉委員

なぜ見込み量を増やしてほしいかという、グループホームへの入居がイコール地域移行ではないという認識をぜひ持っていただきたいと思っています。グループホームの数はありませんが、ただ部屋を用意しているだけなど支援の質が非常に低く、入居している人たちが苦しんでいるという状況にあります。とすると、マンツーマンで地域生活を送るためには重度訪問介護しか選択肢がない状況です。その上で、先程峯尾委員も仰っていましたが、一人も救えないような数字では困りますので、今後のイメージが持てるような数値設定をするなど考え方を考えていただきたいと思っています。

○松為委員長

なるほど。他はどうでしょうか何かありますでしょうか。

○作間委員

移動支援についてですが、利用者さんからどこに聞いてもいっぱいで利用できず、順番待ちの状況だと聞いたことがありますが、いかがでしょうか。

○事務局（前田課長補佐）

移動支援などに関して、事業所が減少し従業員の方も減少し高齢化なども進行しているという問題は把握しておりますので、人材確保の問題として捉えています。

○松為委員長

なるほど、ありがとうございます。では他にどうでしょうか。

5章と6章に関して率直な感想としては、4章までと比較して文章の中身や表現が大きく異なると感じます。市民目線では4章までは非常にわかりやすいと思いますが、5章や6章は委員の皆さんも専門家ですので、非常にきめ細かい議論がされています。4章までは先程話したようにボトムアップ的な構成になっていますが、5章からは国の基本指針などをもとにしているため、考え方や文章の中身、数値などが異なることについて繋がりが非常にわかり辛く理解が難しいのではないかと感じます。それぞれが具体的にどこを反映したものなのかなど、関係性について説明を追加した方が良いのではないかと思います。

○鈴木委員

見込み量について、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者数の増加を背景にサービスの見込み量も増加傾向かと思いますが、その中で横ばいのものなどもありますので、市民の方が見たときにその違いが分かるようにできると良いと感じました。

○松為委員長

ありがとうございました。それでは資料編について何かありますか。

もしないようでしたら私から。

要綱など策定体制や経過が資料編の最初になっていますが、違和感があります。市の状況はこれの中では一番重要な視点だと思いますので、それを最初に記載し、実態調査などと繋いだ後の最後に要綱や委員の名簿を記載することで、委員会として全体の責任を持つといった構成が望ましいと個人的には思います。

他の委員の先生方もしよければ何かご意見等ございましたら、どうでしょうか。

ではないようでしたら、事務局の方から提案のありました各団体等の取組について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（小田主任）

それでは、資料2について説明いたします。

こちらは前回委員会の最後に、委員の皆さまに、委員の皆さまのご所属団体の取組で本計画に反映できるものについてございましたらお教えいただけるよう依頼させていただいておりました件について、ご回答いただいた内容をまとめた資料となります。

まとめ方といたしましては、施策の方向性ごとにまとめており、表の左から、あてはまる施策の方向性、取組名称、内容、取組期間、備考、取組団体の順で記載しております。掲載内容については、一部、説明を足した箇所はございますが、基本的には皆さまから頂いた回答内容をそのまま掲載させていただいております。5つの基本方針に対しては網羅的に意見をいただいておりますが、施策の方向性ごとでみますと、意見のない箇所もございます。意見のないところを具体的にあげますと「2-2相談を受ける」「3-1住まいを整える」「3-3安心を届ける」「4-1成長を支える」の4つとなります。

どの取組を本計画へ掲載していくかについては、次回の委員会までに各委員の皆さまとすり合わせをさせていただきながら、整理をしていきます。まずは、現段階で頂いている意見

の一覧をご覧いただき、追加や補足のご意見ございましたら頂けますでしょうか。

○松為委員長

ありがとうございました。

今回の計画書の非常に大きな特徴は、先程お話ししたとおりボトムアップ的というか、各市民団体等の現場での活動も含めて計画書に入るところにあります。そういった意味で非常に画期的な計画書になると思いますので、本資料を基に皆さん活発なご意見いただきたいと思います。

或いは、今回は持ち帰っていただき、他団体の活動などを参考に、各団体で様々な可能性などを議論いただき次回までに出していただければと思います。もし皆さんがアクティブな形の活動計画を出していただければ、それは市としては大きな喜びですし、それこそ他市と異なる独自の非常に有益な計画書になると思います。

それらを踏まえましてここでは、例えば他の団体の活動についてのご意見、ご質問等ございましたら、どうぞ皆さんご自由にご発言いただきたいと思います。どうでしょうか。

○上杉委員

この資料を見て、認識を改めました。

茅ヶ崎手をつなぐ育成会が講演会や研修会など会の活動を記載していますが、そういったものであれば私たちの会にも多くあります。また、ふれあい交流会は他の団体もやられているかと思うので、出し方にぶれがあるように思います。

○松為委員長

そうですね。会の内部活動が実際には市全体に対する活動にリンクしているというところの方が良いと思うので、活動の中身をできるだけ詳しく表現した方が良いと思います。

○上杉委員

もう一つ、ページでいうと47ページに反映されると思いますが、合理的配慮の意識浸透に向けたより一層の取り組みとして、前回か前々回かこの委員会でもご紹介しましたが、今、茅ヶ崎市の市民で合理的配慮促進条例を考えたいという団体を作っています。ただ、条例を作ることに向かっている会なので、すぐわないと考え控えていたがいかでしょうか。

○松為委員長

合理的配慮ですと、個人の団体ではないと思います。社会全体に対してのものなので、出してもいいように感じます。

○上杉委員

ありがとうございます。

○松為委員長

そういった自分たちの活動をもう一度振り返ると、表に出した方が良いような活動が各団体にあるかもしれません。もし団体の中でまだアンケート回答されてない方がいらっしゃいましたら、是非とも回答として出していただきたいと思います。

他に何かございますでしょうか。

○作間委員

施設連絡会は就労移行支援や就労継続支援B型などの事業所の集まりと理解していますので、５－１－２の就労に関する部分として、日ごろの活動で就労支援や訓練を受けることで職を得ているという部分が抜けているように感じます。

○鈴木委員

私の認識の中では、会に所属している事業所と、それを組織している連絡会を二本立てで考えたときに、連絡会で共通して実施しているものを記載しています。

サービス自体はどこも実施しているかと思いますが、それらも記載する必要があるということでしょうか。

○事務局（大八木主幹）

我々のイメージは鈴木委員が仰ったように、どちらかというと連絡会として取り組んでいる内容を出していただくというイメージです。各事業所の事業は当然すべきものとしてある中で、連絡会として本計画における基本方針や施策の方向性に紐づく活動があれば記載していただければと思います。

また、先程のふれあい交流会のように、市の委託事業として実施しているものや各事業所が事業としてやってるものについては省かせていただこうと考えています。

○松為委員長

なるほど。わかりました。

最終的には事務局が全体のバランスなどを見て整理してくれると思いますので、自分たちの活動はなるべく出してもらった方が良いと思います。

はい、ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

それでは、できるだけ皆さんの活動に関して改めてご意見よろしく申し上げます。

最後に、事務局から連絡事項等があればどうぞ。

○事務局（大八木主幹）

次回第３回の推進委員会の日程は、９月２８日（月）１４時から、特別会議室で開催します。次回は、今回いただきましたご意見を受けて修正します素案について、あらためてご議論いただければと思いますので、よろしくお願いします。

また、さきほどの各団体の取組の計画への掲載内容については、各委員のみなさまと個別に調整させていただきますので、後日連絡させていただきます。よろしくお願いします。

○松為委員長

それでは、これにて令和８年度第２回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会を終了します。ありがとうございます。